

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 懲戒処分の種類

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

懲戒処分の種類

懲戒処分の種類

懲戒処分の種類は、一般的に①戒告・けん責、②減給、③出勤停止、④降格、⑤諭旨解雇、⑥懲戒解雇などがあります。

この中で、減給については、労働基準法第91条で減給について一定の制限がありますが、他の処分については、法令、公序良俗に反しない限り禁止されていません。

1. 戒告・けん責

けん責は、始末書を提出し将来を戒めるものです。戒告は、けん責よりも軽く、単に将来を戒めるものです。「始末書」は、内容に謝罪・反省といった内心の意思を表すものであり、その提出を強要・強制することは「内心の事由に対する侵害」として、始末書を提出しないことを理由に、懲戒処分を行うことはできません(一事不再理の原則)。

一事不再理の原則は、憲法第39条を根拠にしています。憲法では、【遡及処罰の禁止・一事不再理】

2. 減給

賃金から一定額を差し引くことを減給といいます。

(詳しくは、「懲戒処分と賃金の関係」を参照)

3. 出勤停止

一定期間の就労を禁止し、その間の賃金を不払いとする処分をいいます。しかし、出勤停止が長期間の場合、公序良俗の観点から賃金不支給は制限されます。

4. 降格

職務を低位のものに下げる処分をいいます。この降格による賃金の減少は、労働基準法第91条による減給処分の規定はうけません。

5. 諭旨解雇

処分事由は、懲戒解雇と同じですが、情状等により、労働者自ら退職することを勧告する処分です。この場合、退職金が支払われる規定の会社が多くあります。

労働者が諭旨解雇を拒否した場合には、懲戒解雇とする規定を設けた会社が多くあります。

6. 懲戒解雇

懲戒処分のうちで最も重い処分、労働者を解雇し、企業外に放逐する処分です。懲戒解雇された労働者は、失職し、退職金も不支給となる会社が多く、再就職にも影響するなど、労働者の生活に大きく影響するため、処分の決定にあたっては、懲戒委員会等で十分議論し、慎重を期す必要があります。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.